

平成 27 年度宮城県計画掲載事業の基本的な考え方（案）

医療分

I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

II 居宅等における医療の提供に関する事業

IV 医療従事者の確保に関する事業

全般的な事項

1 原則として、事業対象期間は平成 27 年 4 月 1 日からの 1 年間とする。

施設整備事業

2 今後策定する地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携を進めるため、平成 28 年度を含めた 2 カ年事業として、病床機能分化・連携推進基盤整備事業を計上する。補助率は、 $1/2$ とする。

3 施設整備事業については、上記「病床機能分化・連携推進基盤整備事業」及び国庫補助からの継続事業に集約し、その他の事業は対象外とする。

設備整備事業

4 在宅医療等の体制整備に資する設備整備事業については、補助率を $1/2$ とする。

5 その他の設備整備事業は対象外とする。

国庫補助からの継続事業

6 国庫補助からの継続事業については、従前の補助率等を適用する。

ソフト事業

7 次の事業は、補助率を $10/10$ とする。

(1) 県内全域を対象とする地域包括ケア推進体制整備事業

(2) 看護師のスキルアップに関する事業

(3) 在宅医療を推進する多職種連携ネットワーク構築事業

(4) 試験的・調査検討事業

8 その他、多分野における医療従事者確保等に関する事業は、補助率を $2/3$ とする。

9 以上の分類に属さないソフト事業は対象外とする。

介護分

III 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、県内市町村の第 6 期介護保険事業計画で予定している地域密着型サービス施設等の整備計画に基づき、都道府県計画を策定する。補助率は、国から示された配分基礎単価を基準に、定額とする。

V 介護従事者の確保に関する事業

介護業界全体として被災地宮城での介護人材確保・育成に取り組むため、県内の介護関係団体が参画し設置した「宮城県介護人材確保協議会」において提案された事業や市町村事業見込量調査結果を参考に、実施事業を選定し、都道府県計画を策定する。